

受動喫煙防止条例の一覧、改正健康増進法との比較

2019/1/16現在 作成:子どもに無煙環境を推進協議会、日本禁煙学会

	国の改正健康増進法	東京都受動喫煙防止条例	静岡県受動喫煙防止条例	山形県受動喫煙防止条例	秋田県受動喫煙防止条例案(仮称)	兵庫県受動喫煙防止条例案(改正骨子案)	大阪府受動喫煙防止条例案(基本的考え方)
制定日	2018年7月18日 (公布:7月27日)	2018年6月27日 (公布:7月4日)	2018年10月11日 (公布:10月23日)	2018年12月21日 (公布:12月25日)	2019年度中に予定、パブコメ中(2019/1/21まで)	2019年度中に予定、パブコメ中(2019/1/16まで)	2019年度中に予定、パブコメ中(2019/2/8まで)
施行日	2020年4月1日 学校、病院等は2019年7月1日	国に同じ =2020年4月1日 飲食店の標識掲示などは2019年9月1日までに施行	国に同じ	国に同じ	国に合わせる予定		12ページ 一部国に合わせ、大阪万博の2025年4月に全面施行
責務	国及び地方公共団体の責務	都、都民、保護者の責務	県、県民、保護者、事業者、保険者の責務	県、県民、市町村、事業者、医療・教育関係者、保護者の責務	県、県民、市町村、保護者、事業者の責務	県、県民、市町、保護者、事業者・施設管理者の責務	府、府民、保護者、(市町村、施設管理者)
受動喫煙の定義	第二十五条の四の三 受動喫煙:人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。	第二条三 受動喫煙:人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。	同左と同様の規定あり	同左と同様の規定あり	「受動喫煙とは」人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいいます。	第1条 この条例において「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。	【基本的考え方】 1ページ ※万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる ・社会全体で望まない受動喫煙をなくす気運を醸成する ・改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を着実に推進する ・十分な準備期間を経て、大阪府に相応しい動喫煙防止対策を実施
喫煙をする際の配慮義務等	(喫煙をする際の配慮義務等)第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならない。	(喫煙をする際の配慮義務等) 第七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下「特定施設等」という。)の次条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならない。	同左と同様の規定あり	同左と同様の規定あり			【条例の対象地域の範囲】 2ページ 条例の対象地域は、府内全域とする(政令指定都市、中核市を含む) ※ 指導等にかかる権限は、府知事から保健所設置市の市長に移譲を予定 ★配慮義務については下記の★に記載

「望まない」受動喫煙の記載の有無	第二十五条などに「望まない受動喫煙が生じないように／望まない受動喫煙を生じさせないよう／望まない受動喫煙を防止するために」との表現が5か所ある。	無し	「望まない受動喫煙」が12か所に出てきている	「望まない受動喫煙」が26か所に出てきている	6ページの趣旨に「健康寿命日本一の達成を目指し、たばこは健康に重大な影響を及ぼすものであるという認識を普及し、望まない受動喫煙に曝されない環境を作るものです。」とあるが、「望まない」は削除されるべき。(1か所出てきている)	1 改正の必要性 本年7月には、望まない受動喫煙を防止する観点から条例よりも厳しい規制が盛り込まれた「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されましたが、 と1か所出てきている	タイトルの「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」を含め、5か所に出てくる
編集者からのコメント⇒	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙の危害は、受けている人全てが被っている。受動喫煙を「望む」人はいないし、たとえご本人が構わない・意識しないとしても、また子ども・胎児など意思表示が出来ない人も含めて害を被っているので、「望まない」という表現は、公衆衛生及び医学の観点からして、正しくない、間違った認識・表現です。 ・「第二十五条の四の三 受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。」と定義されているので、「受動喫煙」に、あえて殊更「望まない」受動喫煙」と冠を被せるのは、受動喫煙の危害を覆い隠し、過少評価することになり、その根絶にブレーキをかけることとなります。 ・「受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で死亡する人は、年間 15,000 人と推計された」と発表されている重い事実から目をそらせるべきでないので、受動喫煙防止条例や健康づくり計画などで、改正健康増進法の不合理な「望まない」文言に引きずられることなく、「望まない」は使うべきではありません。 				<p>二重罫線内には、(A)が適用される (A)敷地の外周から 7mを基本として ・これら施設の敷地周辺の一 定の範囲において喫煙してはならない(市町が必要な措置を行う) ・通学路において喫煙してはならない(学校等の管理者が指定する)</p>	コメント： 左記の B に同じ	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育機関等	第一種施設 屋内全面禁煙(喫煙専用室不可)	第9条3 敷地内禁煙 但し特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない	第9条 敷地内禁煙 但し特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。			敷地内禁煙(例外なし、現行通り)	第一種施設 7、14ページ 敷地内全面禁煙(※が努力義務) ※屋外喫煙場所の設置不可 (屋内全面禁煙(喫煙専用室不可))
保育所	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所(=特定屋外喫煙場所)設置可)	国に同じ 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	国の法による	第10条 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を定めな いよう努めるものとする)	敷地内禁煙 (喫煙場所設置不可)	国に同じ 敷地内禁煙(例外なし)	☆例外措置 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置可 施行日：2020年4月1日
大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所(=特定屋外喫煙場所)設置可)	国に同じ 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	国の法による	第10条 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を定めな いよう努めるものとする)	敷地内禁煙 (喫煙場所設置不可)	国に同じ 敷地内禁煙(例外なし)	☆例外措置 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置可 施行日：2020年4月1日
医療機関	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所(=特定屋外喫煙場所)設置可)	国に同じ 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	国の法による	第10条 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を定めな いよう努めるものとする)	敷地内禁煙 (喫煙場所設置不可)	国に同じ 敷地内禁煙(例外なし)	☆例外措置 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置可 施行日：2020年4月1日
児童福祉施設	施行日：2019年7月1日	国に同じ 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	国の法による	第10条 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を定めな いよう努めるものとする)	敷地内禁煙 (喫煙場所設置不可)	国に同じ 敷地内禁煙(例外なし)	☆例外措置 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置可 施行日：2020年4月1日
行政機関	施行日：2019年7月1日	国に同じ 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	国の法による	第10条 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を定めな いよう努めるものとする)	敷地内禁煙 (喫煙場所設置不可)	国に同じ 敷地内禁煙(例外なし)	☆例外措置 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置可 施行日：2020年4月1日
社会福祉施設	屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可?)	国に同じ	?			建物内禁煙(喫煙室設置可)	?
バス、タクシー、航空機	禁煙	禁煙	国の法による	国の法による	国の法による	国の法による	国の法による
駅、空港等	第二種施設 屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可?)⇒定まっていないよう	国に同じ	国に同じ		屋内禁煙(喫煙専用室設置不可) (乗物に乗る前後の待合として利用される施設)	駅等：建物内禁煙(喫煙室設置可) プラットホーム、バス停留所その他これらに類する施設(屋外) ：禁煙(屋外喫煙場所設置可)	第二種施設 国の法による

<p>第一種施設以外の飲食店を除く施設 (老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道、国会、裁判所など) (旅館・ホテルの客室、人の居住場所等は除外)</p>	<p>第二種施設 屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ、飲食不可※)内でのみ喫煙可) ※加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可 施行日:2020年4月1日</p>	<p>国に同じ</p>		<p>第11条 屋内禁煙 (但し喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めないうちを努めるものとする)</p>	<p>国に同じ</p>	<p>・店舗・宿泊施設:建物内禁煙(喫煙室設置可)(ホテル等の客室部分は除く) ・理容所・美容所、公衆浴場、集会場、展示場、図書館、博物館、美術館、劇場、貸し会議室等: 建物内禁煙(喫煙室設置可) ・観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園: 建物内禁煙(喫煙室設置可)、敷地内(屋外)禁煙(屋外喫煙場所設置可)</p>	<p>第二種施設 14ページ 国に同じ 施行日:2020年4月1日</p>
<p>飲食店 (バーやスナック等を除く)</p>	<p>別に法律で定める日までの経過措置: 原則屋内禁煙(喫煙専用室内でのみ喫煙可) 附則第2条2 ※但し客室面積100m²以下で、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)は規制対象外(喫煙可能である旨の標識を掲示する必要がある) ・喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない ※新規の飲食店は当初から屋内禁煙(経過措置なし) ※従業員の募集にあたって、受動喫煙対策の明示を義務づける(別の関係省令により) 施行日:2020年4月1日</p>	<p>附則第3条2 従業員を雇用している場合は屋内禁煙(但し喫煙専用室内でのみ喫煙可) 雇用していない場合は、禁煙・喫煙を選択できる(禁煙、あるいは喫煙可能である旨の標識を掲示する)</p>		<p>第12条 客席面積100平方メートル以下の中小飲食店に対しても「当該施設に喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする」と規定</p>	<p>原則屋内禁煙(喫煙専用室設置可) ※但し既存飲食店のうち、個人又は中小企業(※)かつ客席面積100m²以下の飲食店で、従業員を使用しない場合は、喫煙・禁煙を選択可能</p>	<p>建物内禁煙(喫煙室設置可) 次の全ての要件を満たす飲食店は喫煙店舗とすることが可能 (当分の間の措置) ・条例施行の際、現に存する飲食店 ・客席面積が100m²以下 ・個人又は中小企業 ・子ども及び妊婦を立ち入らせ又は勤務させないことを明示している</p>	<p>府既存飲食店 8、14ページ ・従業員を雇用している飲食店については、客席面積に関わらず、原則屋内禁煙に努める(努力義務)[2020年4月1日から] ・改正法において「別に法律で定める日」までの経過措置として、店内で喫煙可能とされている飲食店のうち、客席面積が30m²を超える飲食店は、2025年4月からは原則屋内禁煙とする(義務規定として) (喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可)[2025年4月1日から] ・客席面積が30m²以下の飲食店は、改正法と同様の取り扱いとし、改正法に基づく「別に法律で定める日」までの間は、経過措置として喫煙か禁煙の選択可とする[2025年4月1日から] (府独自の規制対象となる飲食店に対して、実態を踏まえ必要な支援策を検討・実施)</p>
<p>屋外であっても、未成年者の利用が想定される場所等 ◆屋外であっても特に配慮が必要な区域等(例:通学路、公園、観光客が訪れる場所等) ◆各種イベントや大会等の会場</p>					<p>受動喫煙が生じないように配慮すること 会場内で受動喫煙が生じないように配慮すること</p>	<p>・観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園: 建物内禁煙(喫煙室設置可)、敷地内(屋外)禁煙(屋外喫煙場所設置可)</p>	

加熱式タバコ	<p>当分の間の経過措置:</p> <p>喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可</p>	<p>加熱式タバコについては、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可とする。</p>		<p>(再掲) 第11条 屋内禁煙 (但し喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めないうち努めるものとする)</p>	<p>指定たばことして、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可とすることを考えています。</p>	<p>加熱式たばこは紙巻きたばこ同様の取り扱いを規定し、改正健康増進法に定められている「指定たばこ専用喫煙室」は設置できないこととします。</p>	<p>10ページ</p> <p>改正法と同様の取り扱いとし、当分の間は、加熱式たばこ専用喫煙室(飲食等も可)内での喫煙を可とする</p>
標識の掲示	<p>喫煙場所のみ掲示</p> <p>第33条2 等 第二種施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、出入口の見やすい箇所に、標識を掲示しなければならない。</p> <p>一 喫煙できる場所がある 二 二十歳未満の者の立入り禁止</p>	<p>第9条2一 禁煙の飲食店も掲示 (屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所がない旨)</p> <p>第12条2 第二種施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、出入口の見やすい箇所に、標識を掲示しなければならない。</p> <p>一 喫煙できる場所がある 二 二十歳未満の者の立入り禁止</p>	<p>(受動喫煙の防止に係る標識の掲示)</p> <p>第8条 禁煙の飲食店も標識を掲示しなければならない。</p> <p>⇒第10条 違反していると認めるときは、知事は指導又は勧告することができる。</p> <p>⇒第11-12条 従わないときは、公表することができる。立入検査もできる。など</p>	<p>第13条 当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めない場合は、主たる出入口の見やすい箇所に、屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。</p> <p>= 禁煙の飲食店も掲示に努めなければならない(努力義務)</p>	<p>すべての飲食店において、喫煙可能又は禁煙、喫煙室等の標識を掲示</p>	<p>施設管理者の責務(罰則付き) ア 禁煙の施設の入口等に喫煙禁止の表示をする</p> <p>イ 喫煙室等の喫煙区域がある施設は入口等に表示、20歳未満及び妊婦の立入り禁止等</p>	<p>4ページ</p> <p>・全面禁煙の飲食店等においては、主たる出入口の見やすい箇所に、屋内に喫煙場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努める</p> <p>・喫煙専用室等を設置している飲食店の管理権原者 ⇒ (1)飲食店の主たる出入口の見やすい箇所に喫煙専用室設置施設標識を掲示しなければならない (2)二十歳未満の者を煙専用室等喫煙可能な場所に立ち入らせてはならない</p>
罰金、過料	50万円以下の過料	5万円以下の過料	なし	なし	<p>違反した喫煙者本人には、指導、命令、罰則(過料)等違反した施設管理者等には、指導、命令、勧告、公表、罰則(過料)等</p>	<p>現行:罰金、過料あり(30万円以下等)</p>	<p>11ページ</p> <p>条例による規制の違反にあたっては5万円以下の過料を設定</p>
子ども・妊婦を受動喫煙から守る規定	<p>二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。</p> <p>当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨の標識</p>	<p>(保護者の責務) 第五条 保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。</p> <p>(喫煙専用室) 第十二条5 二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。等</p>	同左と同様の規定あり	東京都の保護者の責務と同様の規定あり	<p>(2)未成年者を守る対策の推進 とりわけ、受動喫煙による健康影響を受けやすく、自分の意思で避けることのできない未成年者については、受動喫煙に曝さない環境づくりを徹底するとともに、子どもの時からの教育や啓発を行います。</p> <p>・屋外であっても、未成年者の利用が想定される場所等については、受動喫煙を防止することが必要であると考えています。</p>	<p>ア 何人も、受動喫煙に遭うおそれがある場所に 20 歳未満の者及び妊婦を立ち入らせない</p> <p>イ 何人も、20 歳未満の者及び妊婦の近くではたばこを吸ってはならない</p> <p>ウ 妊婦は、喫煙してはならない</p> <p>エ 施設管理者は、20 歳未満の者及び妊婦を喫煙区域に立ち入らせない(罰則付き)</p>	<p>★ 3~4ページ</p> <p>【府民等の責務】 ・府民等は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努める</p> <p>・府民等は、全ての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な空間において受動喫煙を生じさせることのないよう努める</p> <p>【保護者の責務】 ・保護者は、いかなる場所においても、その監督する者に対し、受動喫煙を生じさせることのないよう努めるとともに、喫煙をする場所に立ち入らせないよう努める</p>

子どもを受動喫煙から守る条例	-	2017年10月5日、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定(努力義務として) ・家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない ・受動喫煙の対策を講じていない施設や喫煙専用室に子どもを立ち入らせない ・子どもが同乗する自動車内で喫煙しない	なし	なし	なし	オ 施設管理者は、施設の出入口付近その他利用者が多く集まる場所を喫煙場所としない 【私的な区域における措置】 ア 居宅等の私的な区域であっても20歳未満の者及び妊婦と同室の空間で喫煙してはならない イ 20歳未満の者及び妊婦が同乗している自動車内において喫煙してはならない (受動喫煙防止条例に含める)	《大阪府子どもの動喫煙防止条例》 2018年12月13日公布 ・子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての子どもたちが安心して健康的に暮らせるよう、住居、自動車等の生活空間や学校、通学路、公園、病院等の子どもの利用が想定される公共的な空間等において、受動喫煙をさせることのないよう努めることは社会全体の責務である(前文 抜粋) ・府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない(条例第3条第1項) ・保護者は、喫煙をする場所に、子どもを立ち入らせないように努めなければならない(条例第3条第2項)
その他	・飲食店等の中小企業等の喫煙専用室の整備に助成を行う ・特別償却または税額控除あり	・公衆喫煙所の区市町村への補助 ・喫煙専用室等の設置や改修、整備等に対する助成を行う					13ページ
	自治体が行う屋外分煙施設の整備に、地方財政措置による支援を行う			県議会が附帯決議を可決(3) 改正健康増進法の特例措置に該当する飲食店が受動喫煙対策に取り組む場合、助成制度を設けること。			【受動喫煙防止に向けた環境整備】 ○ 府独自の規制対象となる飲食店における受動喫煙防止対策を進めるため、既存の国庫補助制度の活用支援策や個別飲食店に対する具体的な支援策などを検討する ○ 公衆喫煙所やビル等における共用喫煙室などの整備を進めるため、市町村、事業者等からなる検討会を設置し、それぞれの役割分担を図りつつ、具体的な整備促進策の検討を進める
	-	区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組みを支援し、半額を補助する制度を2018年度に創設					
見直し検討時期	施行の5年後(2025年4月)	施行の5年後(2025年4月)	施行の5年後(2025年4月)	記載なし	記載なし	3年毎に	記載なし